

学校いじめ防止基本方針

上富田町立岩田小学校
平成26年3月12日作成
(令和4年 4月 6日改定)

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識を持って取り組まなければならない。

そのためには、常に、学校・家庭・地域・関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学級や委員会、縦割り班、クラブ活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った者が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲がよい集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい場合もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

（2）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力が伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に対応する必要がある。

【具体的ないじめの態様】

（暴力を伴うもの）

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 叩かれたり、蹴られたりする 等

（暴力を伴わないもの）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる 等

4 いじめの防止等の学校の取組

（1）いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめ防止等に組織的に対応するために、学校長が命じた構成員からなる、いじめ防止対策委員会を設置する。

イ いじめ防止対策委員会の構成員は次の通りとする。

人権主任が中心となり、生徒指導主任・養護教諭・当該担任・教務主任・教頭・校長で構成する。

ウ いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。

*学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかどうかを点検・検証する役割

*いじめ防止等の対策が組織的かつ計画的に取り組まれるよう企画・実施・検証を行う役割

*いじめの相談・通報の窓口や、いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

*いじめを認知した際の組織的な対応を行う中核としての役割

*外部専門機関の助言を得たり、関係機関と連携したりして協力体制を組織する役割

(2) いじめの未然防止

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることにより、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身につけられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校作り

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・学校・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけでなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットやSNS利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関し、家庭でのルール作り等協力依頼をする。

キ 新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめ等の防止に向けた取り組み
新型コロナウイルス感染症について、児童が正しい情報に基づいて認識・判断し、差別や偏見、いじめを生み出さないように、人権に配慮した適切な行動がとれるよう指導する。

ク いじめの問題に対する教職員の意識向上

教職員の不適切な言動や体罰がいじめを誘発し、深刻化につながることを留意しておかねばならない。特に、体罰は、学校教育法で禁止されている決して許されない行為である。体罰により児童を従わせようとすることは、力による解決への志向を助長させるものであり、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあることを認識し、不適切な指導等があった場合には、互いに指摘し合える職場の人間関係づくりに努める。

(3) 初期対応

ア 早期発見

- ・教職員は、登校の様子や、欠席状況、授業の様子など、児童の状況を複数の教職員の目で把握し、児童の情報共有を心がける。
- ・日記や「児童生徒個別チェックシート（いじめ問題対応マニュアルから 和歌山県教育委員会作成）等を活用しながら、平素から児童の実態を十分に把握し、小さな兆候であっても軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する。
- ・学校は、いじめアンケートを学期に1回行う。学年担任等は、その結果について気になることがあれば人権主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・児童や保護者の悩みや不安を確実に受け止めるため、定期的な個人面談等の実施、養護教諭との情報交換、スクールカウンセラーの活用等いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

- ・いじめの相談を受けた場合は、直ちに管理職に報告し、適切な措置をとる。
- ・いじめの相談や通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を活用し、直ちにいじめの有無を確認した上で、結果を教育委員会等に報告する。
- ・いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめを行った児童に対していじめを直ちに止めるよう毅然とした態度で指導を行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して学校生活を送るための具体的な方針を決定し対応する。いじめを受けた児童の保護者といじめを行った保護者に、速やかに事実関係や指導方針を正確に伝える。

ウ 関係機関との連携

児童相談所や警察との連携が必要と思われるいじめに対しては、適切に相談・連携して対応する。また、必要に応じて他の関係機関やスクールカウンセ

ラー等への相談依頼と連携会議の運営を行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、書き込みの状況等を記録したうえで当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

(4) 継続的な対応

いじめ防止対策委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。教職員は当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(5) 教職員の資質能力の向上

教職員は、日頃から児童を見守り、児童や保護者との信頼関係を構築するとともに、児童が示す変化や小さな兆候を見逃さないよう、意識を高く保ち、いじめの早期発見に努めなければならない。そのため、教職員がいじめの兆候を敏感に察知し、迅速かつ適切に対応する力を高めることを目的に、いじめ問題対応マニュアルやハンドブック等を活用して定期的な研修を行い、いじめの防止等について共通理解を図る。特に年度初めには必ず、いじめ防止基本方針の共通理解といじめ防止のための取組について確認する。また、必要があれば、スクールカウンセラー等の専門家を招き、研修を深める取組を行う。

(6) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等についての具体的な取組状況や達成状況を、学校評価等を利用して確認するとともに、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条第1項】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平

成29年3月 文部科学省策定)」をもとに以下の対応を行う。

- ア 重大事態発生の報告を町教育委員会に速やかに行う。また、対処について相談し、必要な支援を依頼する。
- イ いじめ防止対策委員会が中心となって。事実内容を把握するための調査を直ちに行う。
- ウ アンケート等による調査を行う際、その旨を調査対象の児童とその保護者に説明するなどの措置を行う。また、調査に係る公平性・中立性を確保する。
- エ 調査により明らかになった事実関係については、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。
- オ 被害児童に対して、心理的負担への配慮を最優先しつつ、事情や心情を聴取し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行う。また、加害児童に対しては、その保護者の協力を得ながら、個別指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させるように導く。